

我々の求める 2015 年以降の国際的な森林の枠組

第 11 回国連森林フォーラム (UNFF11) ハイレベルセグメントにおける閣僚宣言 (仮訳)

我々、第 11 回国連森林フォーラム (UNFF11) のハイレベルセグメントに集まった、森林担当大臣は、以下の宣言を採択する。

1. 我々は、経済的発展、社会的発展、環境保護を含む持続可能な開発の達成において、全てのタイプの森林と森林以外に生育する樹木が果たす重大な役割と重要な貢献を強調する。
2. 我々はさらに、16 億人以上の人々が生活物資、生計、雇用及び収入の創出を森林に依存していることを強調し、森林は最も差し迫った持続可能な開発の課題の多くに取り組む機会を作り出す幅広い財やサービスを提供していることを認識する。
3. 我々は、森林及び持続可能な森林経営が地球上の人々の生活や福祉に多様な便益を提供していることを強調し、自然と調和した賢明な生活の重要性を認識する。
4. 我々は、森林及び全てのタイプの森林の持続可能な経営に対する強い約束を再確認する。全てのタイプの森林の持続可能な経営は、変化を容易にするとともに、貧困の撲滅、経済成長と持続可能な生計、食糧安全保障と栄養、ジェンダーの平等、文化的・精神的価値、健康、水、エネルギー生産、気候変動の緩和と適応、砂漠化の阻止、砂塵嵐の減少、生物多様性の保全、持続可能な土壌と土地の管理、流域保全、災害リスクの軽減などの主要な課題に対処するため、不可欠なものである。
5. 我々は、多くの地域で森林の減少・劣化が進行していることを深く憂慮し、この傾向を反転させる必要性を強調する。
6. 我々は、持続可能な森林経営の概念の共通理解を普及し続けるとともに、持続可能な森林経営の推進や土地所有権の保証・利害関係者の参加の促進をはじめとする森林ガバナンスの強化等を通じ、森林の減少・劣化の要因への対処のための国際的又は二国間の協力を継続する必要性を強調する。
7. 我々は、先住民及び地域コミュニティによる共同活動やコミュニティをベースとした持続可能な森林経営の役割を含む、全てのタイプの森林の持続可能な経営の進展に向けた各国及び利害関係者による努力を歓迎する。

8. 我々はさらに、森林に関する世界目標の達成において、メジャーグループその他の利害関係者が果たすきわめて重要な役割を強調する。
9. 我々は、全世界的なメンバー構成と包括的なマンデートを有する国連森林フォーラムが、全てのタイプの森林と森林以外に生育する樹木の持続可能な経営を達成するため、全体的かつ統合的な手法により森林に関連する課題に取り組み、政策の協調や連携を促進する上で重要な役割を担うことを認識する。我々は、持続可能な森林経営の達成を図るため、他の森林に関連する会合、イニシアチブ、プロセスに対し、国連森林フォーラムと協力するよう奨励する。
10. 我々は、持続可能な森林経営の推進に向けた政策フォーラムとしての国連森林フォーラムの価値を認識するとともに、当フォーラムの潜在的価値の効率的な活用、協力や相乗効果への貢献の必要性を強調し、森林に関する国際的な枠組の継続を決定する。
11. 我々は、他のフォーラム、特にリオ条約における森林に関連する取組の進展、それらの持続可能な森林経営への継続的な貢献、これらのフォーラムと森林に関する国際的な枠組の間の協力や相乗効果の重要性を歓迎する。
12. 我々は、2015年以降の森林に関する国際的な枠組が、2015年9月の国連サミットでの採択に向けて検討されている持続可能な開発のゴール及びターゲットの森林に関連するものの達成の推進に主要な役割を果たすことを確認する。
13. 我々は、2015年以降の森林に関する国際的な枠組の目標を達成するため、あらゆるレベルで努力を加速させる必要性と、2015年から2030年までの期間において、より強固、効果的かつ確固たる枠組を確立する必要性を強調する。
14. 我々、森林担当大臣は、以下を約束する
 - (a) 異なる構想、アプローチ、モデル及び手段を考慮し、全てのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書の実施の強化や森林に関する世界目標の達成に向け、国、準地域、地域、地球規模での行動等により、全てのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書に定義された持続可能な森林経営を実施する。
 - (b) 地球規模の持続可能な開発アジェンダにおける森林の重要性の普及に向けたリーダーシップの発揮、持続可能な森林経営の実施の促進、メジャーグループ等との森林政策対話の推進、全ての森林に関連する機関、条約その他のプロセスとの協調・協力・相乗効果の強化等の観点から、より強固で効果的な2015年以降の森林に関する国際的な枠組への関与を確認する。
 - (c) 持続可能な森林経営や全てのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書に盛り込まれた約束を、貧困削減の戦略、国家の持続可能な開発戦略及びセクター政策に統合させ、他の森林に関連するイニシアチブとの相乗効果を発揮する取組を推進する。

- (d) 全てのレベルにおいて森林の課題に関する一貫性や相乗効果を向上させるための戦略として、森林に関する協調パートナーシップの作業を支援するとともに、森林に関する協調パートナーシップのメンバー機関の戦略やプログラムにおいて、持続可能な森林経営を統合的に扱うことを推進する。
- (e) 森林の減少・劣化の要因に対して、一貫的かつ調和した方法で取り組むとともに、森林が提供する財やサービスの全ての価値に対する評価や認識を向上させるため、分野横断的なアプローチを採用し、連携を促進する。
- (f) 国内の法律、政策、優先課題に基づき、必要であれば、森林関連法制を再検証及び改善し、持続可能な森林経営を支援するため、森林法の施行を強化するとともに、全てのレベルにおいて良好なガバナンスを強化し、森林への投資が可能な環境を作り出し、違法な活動を阻止・撲滅するほか、土地保有権の保障を促進する。
- (g) 森林の減少・劣化への取組を継続するとともに、持続可能な経営が行われ、合法的に伐採された森林から生産された林産物の取引を促進する。
- (h) 以下の取組等により、全てのタイプの森林における持続可能な経営を推進する。
 - (i) 既存の又は新規の森林への資金供給に係る多様な措置やメカニズムについて、それぞれの適切な調整、援助の有効性原則に基づく資金の活用を確実に行いつつ、全てのタイプの森林の持続可能な経営のための新規又は追加的な資源の動員の重要性を強調し、各国が森林に関連する基金にアクセスし効果的に利用する能力を向上させる措置を講じる。
 - (ii) 相互に合意した条件のもと、環境に調和した技術の開発、移転、普及を含む能力開発の強化を継続する。
 - (iii) 森林に関する国際的な枠組及びその構成要素について、それらの機能の効果的な発揮を確保できるよう強化する。
- (i) 森林に関する国際的な枠組とその他森林に関連した分野横断的なプロセスとの間の相補性と一貫性を促進しつつ、森林に関する全ての課題の調和と連携を強化する。
- (j) 森林に関する国際的な枠組の作業に、全ての利害関係者が全面的に参加する
- (k) 全てのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書や森林に関する世界目標の実施、2015年9月の国連サミットでの採択に向けて検討されている持続可能な開発のゴール及び

ターゲットの森林に関連するものの達成等、森林に関する国際的な森林の枠組の目標を達成するため、各国におけるモニタリング、評価及び報告と、森林に関する国際的な枠組がこれらの取組を行う国々を支援する能力を強化する。

15. 我々は以下を要請する。

- (a) 第3回開発資金国際会議において、森林及び持続可能な森林経営への資金供給の課題を優先事項の1つとして確実に検討すること。
- (b) フォーラムメンバー、資金機関及び民間セクターが、投資や開発金融を行うに当たって、森林が貧困の撲滅や持続可能な開発に果たす役割を正当に考慮し、また、森林が提供する公共の財やサービスに対する認識等を通じ、持続可能な森林経営への資金供給に対し、より高い優先度やより高い妥当性を与えること。
- (c) 気候変動枠組条約締約国会合が、そのマンデートに基づき、気候変動の緩和及び適応における森林及び持続可能な森林経営の重要性を検討すること。
- (d) 生物多様性条約、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約及び気候変動枠組条約の締約国会合が、それぞれのマンデートに基づき、将来の森林に関する国際的な枠組の活動を検討するとともに、それぞれの条約事務局が、必要に応じ、森林に関する協調パートナーシップや国連森林フォーラムと同パートナーシップの協調活動に積極的に参加し続けること。
- (e) 地球環境ファシリティや緑の気候基金を含む既存の又は新規の森林に関連する資金イニシアチブが、それぞれのマンデートに基づき、持続可能な森林経営の実施を支援すること。
- (f) 上述のフォーラムや会合及びポスト2015開発アジェンダを採択する国連サミットにおいて、本閣僚宣言を国連森林フォーラムによる会議成果への貢献として検討すること。この観点から、我々は、事務総長に対し、本閣僚宣言をそれら会議事務局に公式に提出することを要求する。

16. 我々は、国連森林フォーラムのさらなる強化、2015年以降の森林に関する国際的な枠組の実施と進捗状況の評価、あらゆるレベルでの持続可能な森林経営のさらなる強化に向けた選択肢の追求のため、再会することを決意する。